

# 現在の司法修習制度について

## 第1 司法修習制度の概要

司法修習では、司法試験合格者である司法修習生に対し、法曹として活動を始めるのに必要な法律実務の知識、技能のほか、法曹倫理などを養成するため、実践的で体系的な専門職業教育を行っている。

司法修習は、1年6か月間行われ、導入教育である「前期集合修習」（司法研修所で実施・3か月）、実践的教育である「実務修習」（全国の修習地で実施・1年）、仕上げ教育である「後期集合修習」（司法研修所で実施・3か月）から構成されている。最後に最終試験（司法修習生考試）が行われ、これに合格すると法曹資格を取得する。

現在、司法修習生の年間養成数は、約1000人である。

### 1 司法修習の位置付け

- (1) 司法修習を終えたものは、一人前の法曹として活動を始めることになる。  
そのため司法修習では、法律実務家として最低限必要とされる基礎的な法律実務の知識、法的思考力、法曹としての倫理観と職業意識を養成することを目的としており、実務における生の事実を対象とした実践的で体系的な法律実務教育を行っている。
- (2) 戦前は、司法官（裁判官、検察官）と弁護士とは別々に養成されていたが、戦後、司法研修所が発足し、統一的で体系的な法曹養成教育を実施することになり、我が国の法曹の水準の向上、法曹相互の理解に基づく適正・迅速な裁判の実現に寄与してきた。

### 2 司法修習の概要（資料1参照）

- (1) 司法修習の期間は、従前は2年間であったが、平成11年からは1年6か月に短縮された。
- (2) 修習の中心は臨床的な実務修習であるが、これをより効果的なものにする

ため、司法研修所で前期・後期の集合修習が行われる。研修所での教育体制は、民事裁判，刑事裁判，検察，民事弁護，刑事弁護の5科目を中心として構成され，司法修習生約1000人に対し，各教科14人合計70人の教官が指導に当たる。司法研修所における集合修習でも実務を重視し，教室での授業においてビデオ教材を活用したり，講義以外にも各種のロールプレイ，法廷教室を利用した模擬裁判なども行われている。（資料2参照）

- (3) 実務修習では，全国各地の弁護士事務所，検察庁，裁判所において，指導官（現役の弁護士，検察官，裁判官）による個別的な指導を受けながら，実際の事件について種々の実践的，体験的学習を行うもので，一種の臨床教育である。（資料3参照）
- (4) 司法修習生の養成数は，昭和39年ころから長らく年間約500人程度で推移していたが，平成4年から増加し，平成11年から約800人，平成12年からは約1000人となっている。（資料4参照）
- (5) 司法修習の最後に実施される最終試験（司法修習生考試）は，司法試験の次の試験という意味で，「二回試験」と呼ばれており，これに合格することにより法曹資格が与えられる。

## 第2 司法修習の具体的内容

### 構成

司法修習は，毎年4月に開始し，前期集合修習（3か月），実務修習（1年），後期集合修習（3か月）の順序で行われ，司法修習生考試を経て，翌年の10月初めに終了する。

### 集合修習

- ・集合修習は，司法研修所に全司法修習生を集めて実施し，1クラス約70人のクラス制を採り，民事弁護，刑事弁護，検察，民事裁判，刑事裁判の基本5科目を中心として，それぞれの立場からの法律実務の指導を，起案（事件記録教材に基づく基本的な法律文書の作成）の添削と講評を中心として，各種演習，講義等により行っている。
- ・最初の3か月に行う前期修習は，大学レベルでの理論的教育から実務に

における実践的教育に移るための導入とも言うべきものであり、主に、事実を法的に分析・構成するための法律実務についての基本的な知識、技能を体系的に修得させることを目的としている。

・最後の3か月に行う後期修習では、修習の総仕上げとして、実務修習期間中体験的に学んだ成果を踏まえて、理論的体系的に整理するとともに、実務修習での体験内容のばらつきを補正し、実務に就くための確実な基盤を確保することを目的としている。

#### 実務修習

・実務修習は修習の中核であり、司法修習生は、実際の事件処理の中で、現役の弁護士、検察官、裁判官による個別的で実践的な指導を受け、この過程を通じて実務的な知識と技能を修得するほか、法曹倫理、法曹としての心構えを体得する。

・実務修習では、司法修習生は、全国50か所の実務修習地において、弁護士会（3か月）、検察庁（3か月）、裁判所（民事裁判3か月、刑事裁判3か月）に順次配属され、それぞれの立場に立って事実の法的分析・構成、証拠の収集、検討、法廷活動の傍聴、準備書面や判決書の作成などを実地に体験することにより、法曹として活動を始めるのに必要な法律実務の知識、技能等を修得する。

#### 司法修習生考試（二回試験）

修習の最後に、民事弁護、刑事弁護、検察、民事裁判、刑事裁判、一般教養の各科目について司法修習生考試が行われ、合格者は法曹資格を取得する。

#### 司法修習生の身分

司法修習生は、国家公務員に準じた身分を有しており、国庫から、一定額の給与と、各種手当が支給されている。司法修習生は、修習期間中、修習専念義務、兼業・兼職の禁止、秘密保持義務などの義務を負っている。

### 1 集合修習について（資料2参照）

- (1) 司法研修所における集合修習（前期・後期修習）では、修習生約1000人を14クラスに分け（1クラスの人数は約70人）、各クラスに5人（民

事裁判，刑事裁判，検察，民事弁護，刑事弁護の各科目1人ずつ)の担当教官を置くクラス担任制が採られている。実務経験が15年から30年程度の経験豊かな現役の裁判官，検察官，弁護士が教官となっている。弁護教官及び検察教官の任期は3年程度，裁判教官の任期は4年程度である。各科目とも，カリキュラムの内容は，これまで数十年の蓄積をベースとし，教材や資料等を始めとして，教授内容に至るまで各科目の全教官による徹底した合議がなされるのが特徴である。

- (2) 各科目とも，講義や問題研究などを行っているが，大きなウエイトを占めているのは，「起案」である。これは，実際の事件記録をもとに作成した記録教材に基づいて，司法修習生に，判決，起訴状，準備書面，弁論要旨等の基本的な法律文書を作成（起案）させるとともに，当該事件の事実認定上及び法律上・手続上の問題点等についても論述させ，後日，教官が司法修習生の起案を添削して返却し，教室で講評を行うというものである。記録教材は，各教官室が全国各地に出掛けて，教材に適した事件記録を収集し，争点や事実関係等を修習生のレベルに合わせるなど教材用に手直しした上，教官室で合議を繰り返して作成している。そのため，1つの記録教材を作成するためには，通常，半年ないし1年程度の期間を要している。（資料5参照）
- (3) 現在の法学教育，受験教育等の状況を反映して，司法修習生の多くは，民法，刑法などの実体法と，民事訴訟法，刑事訴訟法などの訴訟手続法との有機的な関連を理解していないのが実情である。また，相対立する証拠から何が真実であるかということを確認する能力も十分に身につけていない。こうした状況を踏まえ，研修所教育は大まかにいうと次の3つを主要な内容としている。

法規の構造を解明した上，事実を法的に分析・構成する教育（民事科目における要件事実教育）

証拠による事実認定教育

訴訟運営，手続遂行に関する教育

- (4) さらに，最近の傾向として，多様化する法的ニーズに応えるため，司法修習生に基本的な知識を提供し，専門性を深める契機を与えるカリキュラムとして，専門的法分野についての選択制講座を実施している。（資料6参照）

## 2 実務修習について（資料3参照）

- (1) 実務修習中は、司法修習生は、各実務修習地の弁護士会、検察庁、裁判所に配属され、現役の弁護士、検察官、裁判官の個別的な指導のもとに、現実には生起している事件の処理を自ら体験する。また、この過程で、多くの法曹から様々な経験や、法曹としての心構え等を学ぶ機会にも恵まれる。（資料7参照）
- (2) 弁護修習では、指導担当弁護士の事務所に配属され、その指導を受けながら、当事者・被疑者・被告人との面接・事情聴取、訴状・準備書面・弁論要旨・各種申立書の起案などを行う。また、指導担当弁護士が行う訴訟活動や訴訟外の弁護士活動に立会うなどして、弁護士業務の実情を学んでいる。
- (3) 検察修習では、担当検察官の指導・監督の下で、実際に、被疑者・参考人の取調べ等の捜査を行い、起訴、不起訴の処分について意見を述べ、証拠の整理、公判廷の傍聴、起訴状・冒頭陳述・論告等の起案などを行い、それらの添削指導を受けて検察実務の基本とその実務の実情について学んでいる。
- (4) 裁判修習では、法廷を傍聴するとともに、記録を検討し、裁判官との合議、判決、決定等の起案などを行う。なお、裁判官の合議は非公開であるが、司法修習生はこれを傍聴することができる（裁判所法75条1項）とされ、むしろ、合議で自らの意見を述べることが求められている。裁判官は、判決等の起案の添削のほか、適宜、事件内容・手続の解説や質疑応答をするなどして、裁判実務について指導している。
- (5) 平成11年以降、実務修習中に、社会に対する広い視野と公共的精神とを養うため、法が対象としている社会の実相に触れることを目的とする社会修習を実施している。

畳の上の水練という言葉があるが、前期修習中は観念的な理論に振り回されていた修習生が「臨床教育である実務修習の過程を経ることで、大きく成長する。法律の実際の機能を見聞し、法律家の実際の活動を体験することの教育効果は極めて大きい。」というのが司法研修所教官の共通した感想である。

### 3 司法修習生考試（二回試験）について

- (1) 修習の最後に実施される司法修習生考試（二回試験）では，基本5科目と一般教養からなる筆記試験と，民事系統及び刑事系統で行われる口述試験が実施されている。
- (2) 基本5科目の筆記試験は，前期・後期修習の起案と同様に，記録教材に基づいて判決書，起訴状，最終準備書面，弁論等の法律文書を作成させ，事実認定上，法律上及び手続上の問題点について論述させるという方式で行われている。
- (3) 最近の司法修習生考試では，平成12年に19人，平成13年に16人の合格留保者（不合格者）を出している。合格留保者に対しては，追試験を実施する運用としている。
- (4) 司法修習生の進路の内訳は，平成13年に修習を終了した第54期司法修習生の場合，全終了者975人中，弁護士771人，検察官76人，裁判官112人，その他16人となっている。（資料8参照）

### 4 司法修習生の身分

- (1) 司法修習生は，公務員ではないが，給与，規律その他の身分関係については，国家公務員に準じた取扱いを受けている。
- (2) 司法修習生は，修習期間中，国庫から，一定額（月額20万8300円）の給与と各種手当の支給を受けている（裁判所法67条2項，司法修習生の給与に関する規則等）。
- (3) 司法修習生は，給与等の支給を受ける反面，修習に専念すべき義務を負っており，原則として，兼業・兼職が禁止されている（司法修習生に関する規則2条，司法修習生の規律等に関する規程8条1項）。また，司法修習生は，修習に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない義務を負っている（司法修習生に関する規則3条）。

## 第3 司法修習の現状と今後の課題

大学における体系的・理論的教育との連携の必要性

大学法学部が法曹教育との有機的連携を欠いていることは既に指摘されてきたところである。特に近年は受験予備校による論点型の受験勉強が主流となったためか、代表的な論点には強いが、基礎的知識、体系的理解が不十分であり、そのため柔軟な応用力、創造的思考力という本来法曹に不可欠な能力の不足が懸念される実情にある。

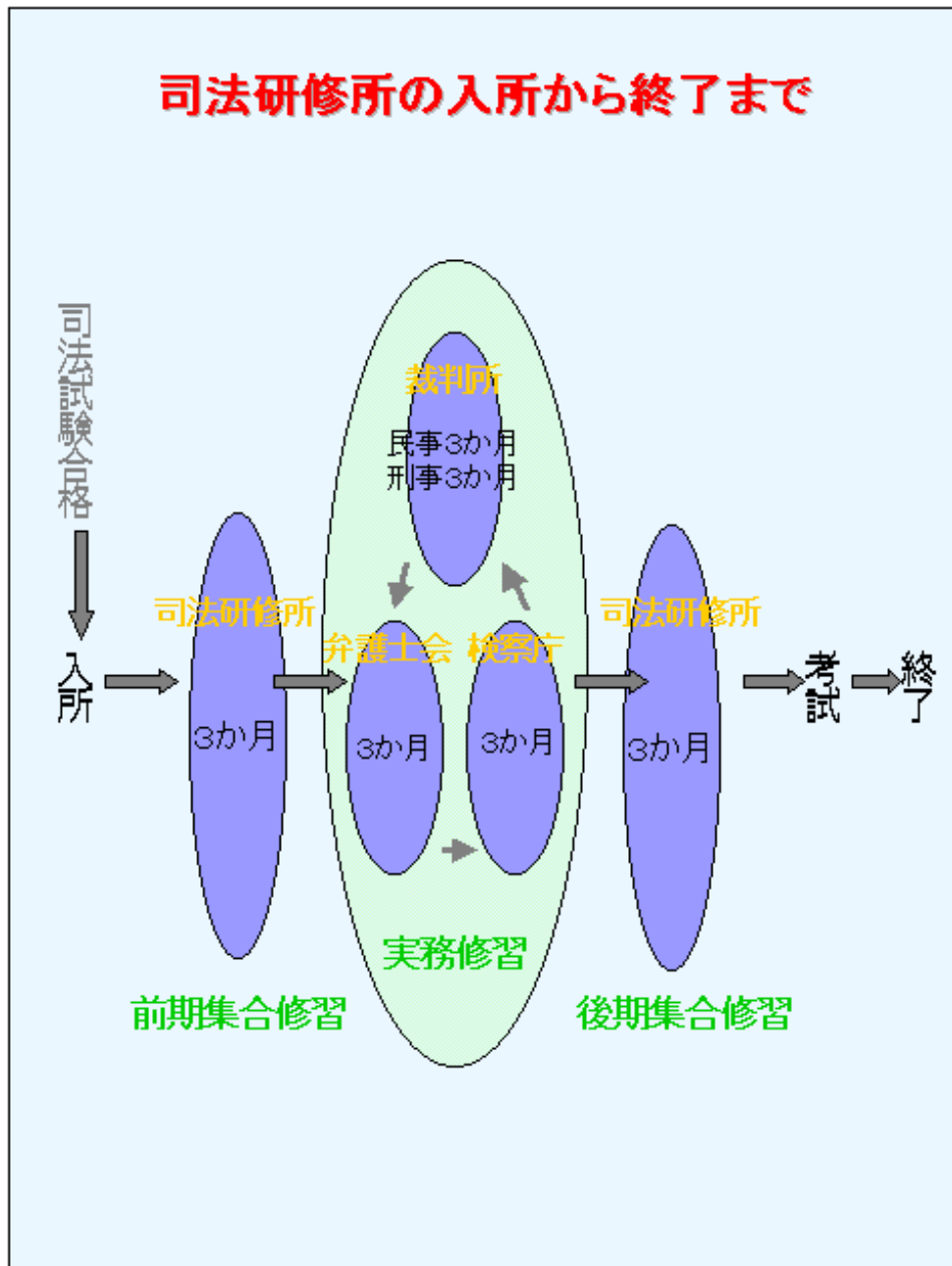
#### 法曹の専門性向上への対応

法の対象とする社会事象がますます多様化し、今後法曹も一段と専門化することが求められるが、限られた修習の期間でこれらを身につけさせることは不可能である。むしろ、そのためには、一方においては、応用の効くしっかりした基礎を身につけさせるとともに、専門分野に関心を持たせるためのインセンティブを与えることが必要であろう。

#### 大学、大学院における専門教育、一般教養教育との連携の必要性

法曹は専門性へ対応するとともに、社会に起こる事象を広く深く理解する必要がある。法科大学院では、多様な専門分野に関する資質を持った修習生を産み出すことが期待されると同時に、法科大学院以前の一般的教育課程において、法的な思考の基底をなす人文科学、社会科学、自然科学等の一般諸科学の充実が強く望まれる。

### 司法修習の概要





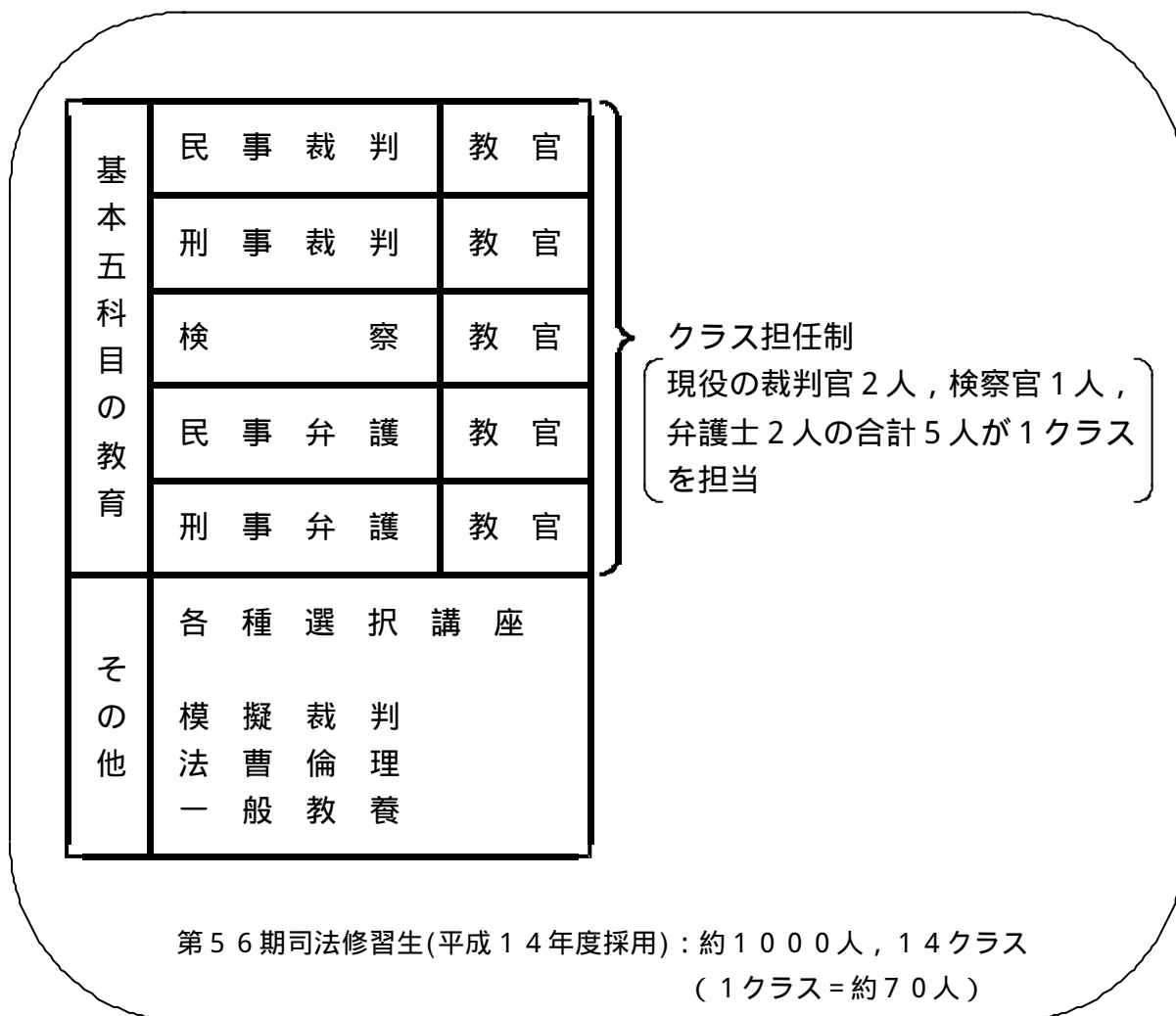
## 司法研修所における集合修習 (前期 3か月 ,後期 3か月)

## 集合修習の理念

前期集合修習  
実務修習への導入  
 法律実務についての  
 基本的知識・技能の修得

後期集合修習  
修習の総仕上げ  
 前期に比べて高度  
 かつ実践的カリキュラム

## 集合修習の内容



カリキュラムの内容については，資料 5 参照

## 実務修習

実務修習（全国 50 か所の裁判所，検察庁，弁護士会（1年））

現実に生起している事件等を素材に  
実務家による個別的な指導

法律実務の基本の修得  
法曹としての心構え・法曹倫理の修得

裁判所（民事・刑事各3か月  
家庭裁判所での修習を含む）

裁判官との合議・質疑応答  
判決起案とその添削  
法廷立会，和解・調停立会

社会修習

検察庁（3か月）

被疑者・参考人取調べ  
起訴状等の起案  
法廷立会

社会修習

弁護士会（3か月）

当事者との面接・事情聴取  
示談交渉，契約書の作成  
訴状，答弁書等の起案  
法廷立会

社会修習

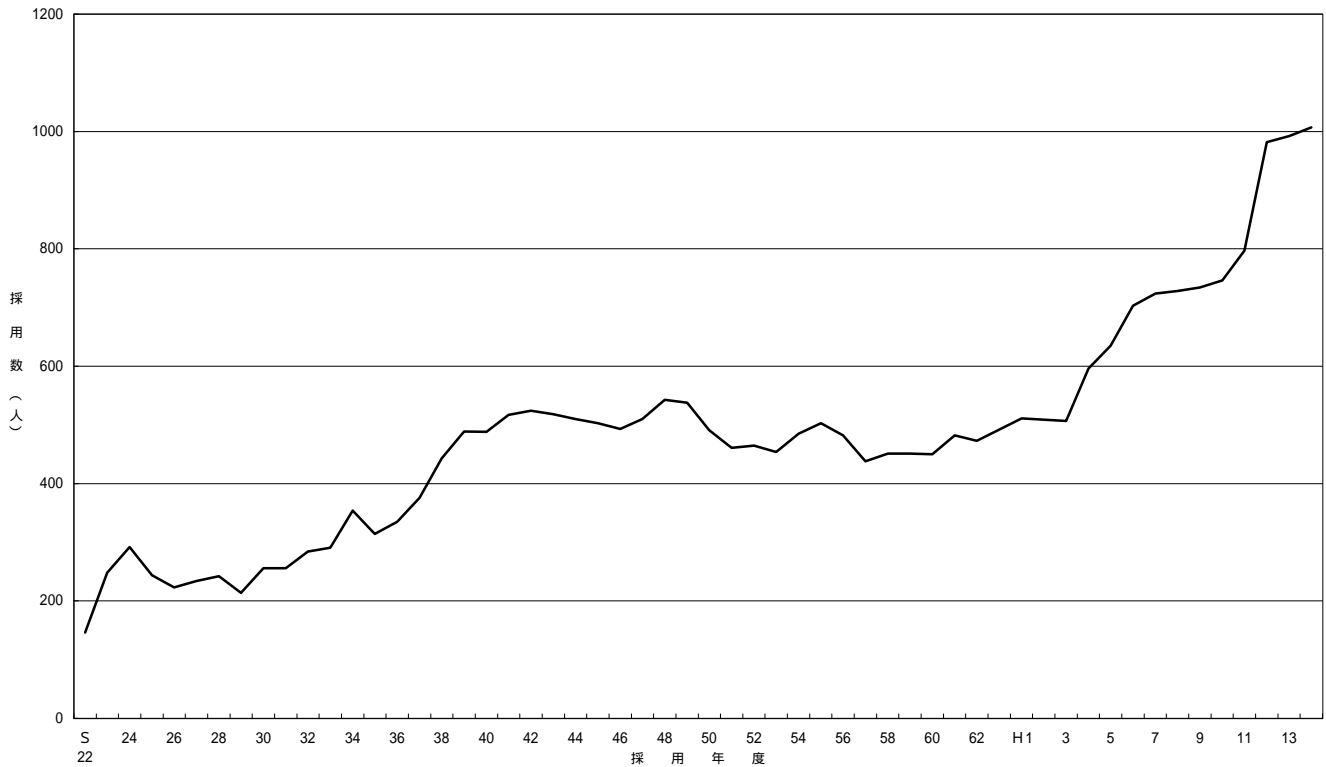
## 司法修習生数の推移

資料 4

採用年度	採用数
昭和 2 2	146
昭和 2 3	248
昭和 2 4	292
昭和 2 5	244
昭和 2 6	223
昭和 2 7	234
昭和 2 8	242
昭和 2 9	214
昭和 3 0	256
昭和 3 1	256
昭和 3 2	284
昭和 3 3	291
昭和 3 4	354
昭和 3 5	314
昭和 3 6	335
昭和 3 7	376
昭和 3 8	443
昭和 3 9	489
昭和 4 0	488

採用年度	採用数
昭和 4 1	517
昭和 4 2	524
昭和 4 3	518
昭和 4 4	510
昭和 4 5	503
昭和 4 6	493
昭和 4 7	510
昭和 4 8	543
昭和 4 9	538
昭和 5 0	491
昭和 5 1	461
昭和 5 2	465
昭和 5 3	454
昭和 5 4	485
昭和 5 5	503
昭和 5 6	482
昭和 5 7	438
昭和 5 8	451
昭和 5 9	451

採用年度	採用数
昭和 6 0	450
昭和 6 1	482
昭和 6 2	473
昭和 6 3	492
平成 元	511
平成 2	509
平成 3	507
平成 4	596
平成 5	635
平成 6	703
平成 7	724
平成 8	728
平成 9	734
平成 1 0	746
平成 1 1	797
平成 1 2	982
平成 1 3	992
平成 1 4	1007



## 前期・後期集合修習のカリキュラム内容

平成12年度採用(第54期)司法修習生の前期修習(平成12年4月～6月)及び後期修習(平成13年7月～10月)におけるカリキュラムの科目名・内容は以下のとおりである。

科目名	内 容	科目名	内 容
民事弁護	・講義(弁護士, 検察官, 裁判官の職責, 要件事実, 事実認定の基礎, 各種訴訟外法律実務, 判例の読み方, 事件記録の読み方, 証拠の収集・評価, 実務修習のガイダンス等)	民事共通	・講義(訴状の作成, 民事第一審手続) ・演習(模擬争点整理・交互尋問・和解等) ・特別講義(外部講師による講義) ・選択制講座等
刑事弁護		刑事共通	・問題研究(弁護士, 検察官, 裁判官のそれぞれの立場から討論) ・模擬裁判 ・特別講義(外部講師による講義) ・選択制講座等
検察	・起案・討論・講評(民事訴訟事件, 保全事件, 刑事被疑事件, 刑事被告事件等につき文書・レポート作成, 修習生による討論, 教官による講評等)	全科目共通	・講演・討論・起案(法曹の責任と役割) ・社会修習結果発表 ・一般講演
民事裁判		弁護共通	・特別講義(日本各地の弁護士, 弁護士倫理, 外国人に関する法律実務)等
刑事裁判	・問題研究(具体的な事例につき, 事実認定上, 手続上の問題点を討論等)	裁判共通	・講演(裁判官の職責と役割)
	・演習(ロールプレイ等)等		

民事共通とは, 民事裁判及び民事弁護が共通して, 刑事共通とは, 刑事裁判, 検察及び刑事弁護が共通して, 全科目共通とは, 民事裁判, 刑事裁判, 検察, 民事弁護及び刑事弁護の全科目が共通して, 弁護共通とは, 民事弁護及び刑事弁護が共通して, 裁判共通とは, 民事裁判及び刑事裁判が共通して実施するカリキュラムである。

## 修習日程の例(54期前期修習)

月	曜	1 限目	2 限目	3 限目
6/5	月	検察問題研究・討論・講評		刑事弁護講義
6	火	刑事裁判判決起案講評		民事共通特別研究
7	水	民事弁護起案講評		民事共通選択制講座
8	木	民事裁判起案講評		刑事共通選択制講座
9	金	民事裁判起案講評	民事弁護演習	検察講義
		民事弁護演習	民事裁判起案講評	
12	月	検察事例研究		
13	火	検察事例研究討論	民事弁護演習	民事共通選択制講座
		民事弁護演習	検察事例研究討論	
14	水	刑事裁判問題研究	刑事弁護演習講評	検察講演
15	木	刑事弁護起案		
16	金	民事共通演習	民事共通演習講評	民事共通選択制講座
19	月	裁判共通講演	刑事弁護講義	民事共通選択制講座
20	火	民事弁護起案		
21	水	民事共通演習	刑事裁判問題研究	刑事共通公判演習
22	木	刑事共通公判演習		
23	金	刑事共通公判演習講評	刑事共通選択制講座	民事共通選択制講座

は, 3 限終了後に課外講座が実施されたことを表す。

## 専門的法分野についての選択制講座

### 前期集合修習

#### 選択制講座 A系統(選択必修)

多様な法分野について大学教授や実務家などが講義

##### 企業活動と弁護士の役割

取締役の責任と代表訴訟, 株主総会, 知的財産権法, 独占禁止法等

##### 公益的分野と弁護士の役割

子どもの人権救済活動, 情報公開と個人情報保護, 成年後見制度, 国際司法支援, 弁護士会のあっせん・仲裁センターの現状とADRの将来等

##### 民事一般事件以外の事件処理に必要な法的知識及びその周辺

民事交通事件と損害賠償法, 医療訴訟, 民事立法, 簿記・会計, 税務等

##### 刑事法関係

法医学, 少年事件, 裁判と事実認定, 精神医学, 日米の刑事司法, 外国人事件等

#### 選択制講座 B系統(コース制)

いわゆる法律選択科目について大学教授や実務家などが講義

行政法コース, 労働法コース, 破産法コース, 国際法コース, 刑事政策コース

#### 選択制講座 課外講座(任意選択)

外国法, 外国語会話, パソコン

### 後期集合修習

#### 選択制講座(選択必修)

公証実務, 公害紛争, 憲法訴訟, 遺産分割, 破産法, 消費者法, 医療訴訟  
知的財産権, 株主代表訴訟, 行政訴訟, 独占禁止法, 税法, 労働事件  
建築関係事件, 民事再生法, 特許侵害訴訟, 企業法務, 被害者の心理  
精神鑑定, 少年事件, 外国人事件, 企業犯罪等

## 第 5 6 期 実務修習地別配属人員表

(14. 4. 1 現在)

実務修習地	現人員	実務修習地	現人員
札幌	43	金沢	8
函館	6	富山	5
旭川	4	大阪	140
釧路	4	京都	47
仙台	24	神戸	46
福島	4	奈良	8
山形	4	大津	8
盛岡	6	和歌山	8
秋田	4	広島	31
青森	6	山口	4
東京	220	岡山	15
横浜	52	鳥取	3
さいたま	32	松江	4
千葉	35	高松	8
水戸	10	徳島	6
宇都宮	8	高知	5
前橋	8	松山	8
静岡	10	福岡	36
甲府	8	佐賀	6
長野	6	長崎	6
新潟	8	大分	6
名古屋	50	熊本	9
津	6	鹿児島	6
岐阜	8	宮崎	6
福井	6	那覇	6
		計	1007

## 進路別の司法修習終了者数の推移（ 1 ）

採用年度（期）	終了者数	裁判官	検察官	弁護士	その他
昭22（第1期）	134	72	44	18	
昭23（第2期）	240	106	54	78	2
昭24（第3期）	284	84	77	113	10
昭25（第4期）	246	57	79	97	13
昭26（第5期）	215	51	67	84	13
昭27（第6期）	226	45	48	131	2
昭28（第7期）	236	67	59	109	1
昭29（第8期）	216	73	50	89	4
昭30（第9期）	267	77	45	143	2
昭31（第10期）	256	65	45	144	2
昭32（第11期）	282	69	51	157	5
昭33（第12期）	291	81	44	166	
昭34（第13期）	349	84	48	216	1
昭35（第14期）	319	75	42	202	
昭36（第15期）	334	88	40	202	4
昭37（第16期）	365	57	45	261	2
昭38（第17期）	441	72	52	316	1
昭39（第18期）	478	66	47	359	6
昭40（第19期）	484	73	49	356	6
昭41（第20期）	511	85	49	369	8
昭42（第21期）	516	84	53	374	5
昭43（第22期）	512	64	38	405	5
昭44（第23期）	506	65	47	388	6
昭45（第24期）	495	58	59	370	8
昭46（第25期）	493	66	50	371	6
昭47（第26期）	506	85	47	367	7
昭48（第27期）	543	84	38	416	5
昭49（第28期）	537	79	74	376	8

## 進路別の司法修習終了者数の推移（ 2 ）

採用年度（期）	終了者数	裁判官	検察官	弁護士	その他
昭50（第29期）	487	72	50	363	2
昭51（第30期）	463	78	58	325	2
昭52（第31期）	465	64	49	350	2
昭53（第32期）	454	64	50	336	4
昭54（第33期）	484	61	38	378	7
昭55（第34期）	499	62	53	383	1
昭56（第35期）	483	58	53	370	2
昭57（第36期）	436	58	50	325	3
昭58（第37期）	447	52	49	343	3
昭59（第38期）	450	70	34	342	4
昭60（第39期）	448	62	37	347	2
昭61（第40期）	482	73	41	367	1
昭62（第41期）	470	58	51	360	1
昭63（第42期）	489	81	28	376	4
平元（第43期）	506	96	46	359	5
平2（第44期）	508	65	50	378	15
平3（第45期）	506	98	49	356	3
平4（第46期）	594	104	75	406	9
平5（第47期）	633	99	86	438	10
平6（第48期）	699	99	71	521	8
平7（第49期）	720	102	70	543	5
平8（第50期）	726	93	73	553	7
平9（第51期）	729	97	72	549	11
平10（第52期）	742	87	69	579	7
平11（第53期）	788	82	74	625	7
平12（第54期）	975	112	76	771	16
計	24,965	4,079	2,893	17,720	273